

写

26循環第386号
平成26年6月25日

廃棄物最終処分場設置者様

愛知県環境部長
(公印省略)

焼却灰又はばいじんを埋立処分する際の留意事項について(通知)

日ごろから、本県の環境行政の推進について、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、他県において、ごみ焼却施設から生じたばいじんを薬剤処理したものが、ダイオキシン類の含有量の基準値(3ng-TEQ/g)を超過し、特別管理一般廃棄物に該当するにもかかわらず、継続的に最終処分場に搬入、埋立処分されていた事案があったことが明らかとなりました。

つきましては、一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置者にあっては、焼却灰又はばいじんを埋立処分する際は、下記の点に御留意いただき、今後も適正な施設の運用をお願いします。

記

1. 廃棄物処理基準の遵守

一般廃棄物又は産業廃棄物の埋立処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の2第2項又は第12条第1項に規定される基準をはじめ、関係法令に定める処理基準を遵守すること。

なお、特別管理一般廃棄物は、埋立処分を行ってはならないこと(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の2第1項第3号)。また、廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物は遮断型最終処分場を除き埋立処分を行ってはならないこと(同施行令第6条の5第1項第3号)。

2. 他者から埋立処分する廃棄物を受け入れる場合について

他者から埋立処分する廃棄物を受け入れる場合には、当該廃棄物を排出する事業者から、当該廃棄物の排出の状況やダイオキシン類の含有量等に関する測定結果について定期的に報告を受けること等により、埋立処分する廃棄物の性状の把握に努めること。

担当 資源循環推進課

一般廃棄物グループ（岩川）

廃棄物監視指導室

指導グループ（中根）

電話 052-954-6234（ダイヤルイン）

052-954-6237（ダイヤルイン）

ファックス 052-953-7776

電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp